

毎週火、金曜日発行（但し、休むるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地の立入調査及び測量  
家畜人工授精師の免許  
境港市の町の区域変更
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 鳥取県立高等看護学院の学生募集  
鳥取県警察官（巡査）採用試験の実施

## 告示

### 鳥取県告示第二十四号

土地収容法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一  
 第一項の規定により次の区域の土地に立ち入り、測量及  
 び物件の調査をする旨中国地方建設局長から通知を受け

た。

昭和三十三年一月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 起業者 建設大臣

一 事業の種類 千代川改良附帯中郷橋架換工事

一 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取県岩美郡国府町大字中郷、町屋、宮ノ下

一 立ち入ろうとする期間

昭和三十三年一月十六日から昭和三十三年二月十五日

まで

### 鳥取県告示第二十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六  
 条の規定により次のとおり家畜人工授精師の免許をした。

昭和三十三年一月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

免許 家畜人工授精師  
 番号として業務を行  
 う家畜の種類

住所 氏名  
 四四〇 全家畜 倉吉市鴨河内 猪川 良徳  
 一〇七八  
 四四一 牛 北野六八九 小原 満哉

鳥取県告示第二十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十九條第一項の規定により、次のとおり境港市の町の区域を変更する。

昭和三十三年一月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 境港市外江町字南屋敷西三、四六一 三、四五六
- 三、四三四ノ一 三、四三三ノ二 三、四三三ノ一
- 三、四三二ノ一 字四方ノ川三、三七七ノ一 三、三七八ノ一 三、三七九ノ一 三、三九一ノ一 三、三九五ノ一 三、四〇六ノ一 三、四〇七ノ一 三、四〇八ノ一 字原灘林三、三六三ノ四 三、三六三ノ三

- 三、三六五ノ一 三、三六七ノ一 三、三七二ノ一
- 三、三七三ノ一 三、三七六ノ一 字西原灘三、二二三ノ一 三、二五五ノ一 三、二五九ノ一 三、二六二ノ一 三、二六三 三、二六四ノ一 字上原灘三、二二〇ノ一 三、二二一ノ一 三、二二四ノ一 三、二二五ノ一 三、二二八ノ一番地地先三九町五反三畝
- 一 三步を外江町に編入。
- 二 境港市渡町字横土手二、四八一 二、四八二ノ一 二、四九一ノ一 二、四九二ノ一 二、四九七内一ノ一 字塚本灘二、五〇〇ノ一 二、五〇〇ノ二 二、五〇二ノ一 字八幡灘三、一〇三ノ二 三、一〇四ノ一 三、一〇五ノ一 三、一〇六ノ一 三、一〇七ノ一 三、一〇八ノ一 三、一〇九ノ一 三、一一〇ノ一 三、一一一ノ一 三、一一二ノ一 三、一一三ノ一 三、一一三ノ二 三、一四七ノ一 三、一四七ノ二 三、一四八ノ二 三、一四九ノ一 三、一五〇ノ一 三、一五〇ノ二 三、一五〇ノ三 三、一五〇ノ四 三、一五〇ノ五 三、一五〇ノ六 三、一五〇ノ七 三、一五〇ノ八 三、一五〇ノ九 三、一五〇ノ一〇 三、一五〇ノ一一 三、一五〇ノ一二 三、一五〇ノ一三 三、一五〇ノ一四 三、一五〇ノ一五 三、一五〇ノ一六 三、一五〇ノ一七 三、一五〇ノ一八 三、一五〇ノ一九 三、一五〇ノ二〇 三、一五〇ノ二一 三、一五〇ノ二二 三、一五〇ノ二三 三、一五〇ノ二四 三、一五〇ノ二五 三、一五〇ノ二六 三、一五〇ノ二七 三、一五〇ノ二八 三、一五〇ノ二九 三、一五〇ノ三〇 三、一五〇ノ三一 三、一五〇ノ三二 三、一五〇ノ三三 三、一五〇ノ三四 三、一五〇ノ三五 三、一五〇ノ三六 三、一五〇ノ三七 三、一五〇ノ三八 三、一五〇ノ三九 三、一五〇ノ四〇 三、一五〇ノ四一 三、一五〇ノ四二 三、一五〇ノ四三 三、一五〇ノ四四 三、一五〇ノ四五 三、一五〇ノ四六 三、一五〇ノ四七 三、一五〇ノ四八 三、一五〇ノ四九 三、一五〇ノ五〇 三、一五〇ノ五一 三、一五〇ノ五二 三、一五〇ノ五三 三、一五〇ノ五四 三、一五〇ノ五五 三、一五〇ノ五六 三、一五〇ノ五七 三、一五〇ノ五八 三、一五〇ノ五九 三、一五〇ノ六〇 三、一五〇ノ六一 三、一五〇ノ六二 三、一五〇ノ六三 三、一五〇ノ六四 三、一五〇ノ六五 三、一五〇ノ六六 三、一五〇ノ六七 三、一五〇ノ六八 三、一五〇ノ六九 三、一五〇ノ七〇 三、一五〇ノ七一 三、一五〇ノ七二 三、一五〇ノ七三 三、一五〇ノ七四 三、一五〇ノ七五 三、一五〇ノ七六 三、一五〇ノ七七 三、一五〇ノ七八 三、一五〇ノ七九 三、一五〇ノ八〇 三、一五〇ノ八一 三、一五〇ノ八二 三、一五〇ノ八三 三、一五〇ノ八四 三、一五〇ノ八五 三、一五〇ノ八六 三、一五〇ノ八七 三、一五〇ノ八八 三、一五〇ノ八九 三、一五〇ノ九〇 三、一五〇ノ九一 三、一五〇ノ九二 三、一五〇ノ九三 三、一五〇ノ九四 三、一五〇ノ九五 三、一五〇ノ九六 三、一五〇ノ九七 三、一五〇ノ九八 三、一五〇ノ九九 三、一五〇ノ一〇〇

- 一 三、一一二ノ二 三、一一二ノ三 三、一一二ノ四
- 二 一、一一三ノ一 一、一一三ノ二 一、一一三ノ三 一、一一三ノ四
- 三、一五五ノ一 三、一五五ノ二 三、一五五ノ三 三、一五五ノ四
- 四、一五五ノ一 四、一五五ノ二 四、一五五ノ三 四、一五五ノ四
- 五、一五五ノ一 五、一五五ノ二 五、一五五ノ三 五、一五五ノ四
- 六、一五五ノ一 六、一五五ノ二 六、一五五ノ三 六、一五五ノ四
- 七、一五五ノ一 七、一五五ノ二 七、一五五ノ三 七、一五五ノ四
- 八、一五五ノ一 八、一五五ノ二 八、一五五ノ三 八、一五五ノ四
- 九、一五五ノ一 九、一五五ノ二 九、一五五ノ三 九、一五五ノ四
- 一〇、一五五ノ一 一〇、一五五ノ二 一〇、一五五ノ三 一〇、一五五ノ四
- 一一、一五五ノ一 一一、一五五ノ二 一一、一五五ノ三 一一、一五五ノ四
- 一二、一五五ノ一 一二、一五五ノ二 一二、一五五ノ三 一二、一五五ノ四
- 一三、一五五ノ一 一三、一五五ノ二 一三、一五五ノ三 一三、一五五ノ四
- 一四、一五五ノ一 一四、一五五ノ二 一四、一五五ノ三 一四、一五五ノ四
- 一五、一五五ノ一 一五、一五五ノ二 一五、一五五ノ三 一五、一五五ノ四
- 一六、一五五ノ一 一六、一五五ノ二 一六、一五五ノ三 一六、一五五ノ四
- 一七、一五五ノ一 一七、一五五ノ二 一七、一五五ノ三 一七、一五五ノ四
- 一八、一五五ノ一 一八、一五五ノ二 一八、一五五ノ三 一八、一五五ノ四
- 一九、一五五ノ一 一九、一五五ノ二 一九、一五五ノ三 一九、一五五ノ四
- 二〇、一五五ノ一 二〇、一五五ノ二 二〇、一五五ノ三 二〇、一五五ノ四
- 二一、一五五ノ一 二一、一五五ノ二 二一、一五五ノ三 二一、一五五ノ四
- 二二、一五五ノ一 二二、一五五ノ二 二二、一五五ノ三 二二、一五五ノ四
- 二三、一五五ノ一 二三、一五五ノ二 二三、一五五ノ三 二三、一五五ノ四
- 二四、一五五ノ一 二四、一五五ノ二 二四、一五五ノ三 二四、一五五ノ四
- 二五、一五五ノ一 二五、一五五ノ二 二五、一五五ノ三 二五、一五五ノ四
- 二六、一五五ノ一 二六、一五五ノ二 二六、一五五ノ三 二六、一五五ノ四
- 二七、一五五ノ一 二七、一五五ノ二 二七、一五五ノ三 二七、一五五ノ四
- 二八、一五五ノ一 二八、一五五ノ二 二八、一五五ノ三 二八、一五五ノ四
- 二九、一五五ノ一 二九、一五五ノ二 二九、一五五ノ三 二九、一五五ノ四
- 三〇、一五五ノ一 三〇、一五五ノ二 三〇、一五五ノ三 三〇、一五五ノ四
- 三一、一五五ノ一 三一、一五五ノ二 三一、一五五ノ三 三一、一五五ノ四
- 三二、一五五ノ一 三二、一五五ノ二 三二、一五五ノ三 三二、一五五ノ四
- 三三、一五五ノ一 三三、一五五ノ二 三三、一五五ノ三 三三、一五五ノ四
- 三四、一五五ノ一 三四、一五五ノ二 三四、一五五ノ三 三四、一五五ノ四
- 三五、一五五ノ一 三五、一五五ノ二 三五、一五五ノ三 三五、一五五ノ四
- 三六、一五五ノ一 三六、一五五ノ二 三六、一五五ノ三 三六、一五五ノ四
- 三七、一五五ノ一 三七、一五五ノ二 三七、一五五ノ三 三七、一五五ノ四
- 三八、一五五ノ一 三八、一五五ノ二 三八、一五五ノ三 三八、一五五ノ四
- 三九、一五五ノ一 三九、一五五ノ二 三九、一五五ノ三 三九、一五五ノ四
- 四〇、一五五ノ一 四〇、一五五ノ二 四〇、一五五ノ三 四〇、一五五ノ四
- 四一、一五五ノ一 四一、一五五ノ二 四一、一五五ノ三 四一、一五五ノ四
- 四二、一五五ノ一 四二、一五五ノ二 四二、一五五ノ三 四二、一五五ノ四
- 四三、一五五ノ一 四三、一五五ノ二 四三、一五五ノ三 四三、一五五ノ四
- 四四、一五五ノ一 四四、一五五ノ二 四四、一五五ノ三 四四、一五五ノ四
- 四五、一五五ノ一 四五、一五五ノ二 四五、一五五ノ三 四五、一五五ノ四
- 四六、一五五ノ一 四六、一五五ノ二 四六、一五五ノ三 四六、一五五ノ四
- 四七、一五五ノ一 四七、一五五ノ二 四七、一五五ノ三 四七、一五五ノ四
- 四八、一五五ノ一 四八、一五五ノ二 四八、一五五ノ三 四八、一五五ノ四
- 四九、一五五ノ一 四九、一五五ノ二 四九、一五五ノ三 四九、一五五ノ四
- 五〇、一五五ノ一 五〇、一五五ノ二 五〇、一五五ノ三 五〇、一五五ノ四
- 五一、一五五ノ一 五一、一五五ノ二 五一、一五五ノ三 五一、一五五ノ四
- 五二、一五五ノ一 五二、一五五ノ二 五二、一五五ノ三 五二、一五五ノ四
- 五三、一五五ノ一 五三、一五五ノ二 五三、一五五ノ三 五三、一五五ノ四
- 五四、一五五ノ一 五四、一五五ノ二 五四、一五五ノ三 五四、一五五ノ四
- 五五、一五五ノ一 五五、一五五ノ二 五五、一五五ノ三 五五、一五五ノ四
- 五六、一五五ノ一 五六、一五五ノ二 五六、一五五ノ三 五六、一五五ノ四
- 五七、一五五ノ一 五七、一五五ノ二 五七、一五五ノ三 五七、一五五ノ四
- 五八、一五五ノ一 五八、一五五ノ二 五八、一五五ノ三 五八、一五五ノ四
- 五九、一五五ノ一 五九、一五五ノ二 五九、一五五ノ三 五九、一五五ノ四
- 六〇、一五五ノ一 六〇、一五五ノ二 六〇、一五五ノ三 六〇、一五五ノ四
- 六一、一五五ノ一 六一、一五五ノ二 六一、一五五ノ三 六一、一五五ノ四
- 六二、一五五ノ一 六二、一五五ノ二 六二、一五五ノ三 六二、一五五ノ四
- 六三、一五五ノ一 六三、一五五ノ二 六三、一五五ノ三 六三、一五五ノ四
- 六四、一五五ノ一 六四、一五五ノ二 六四、一五五ノ三 六四、一五五ノ四
- 六五、一五五ノ一 六五、一五五ノ二 六五、一五五ノ三 六五、一五五ノ四
- 六六、一五五ノ一 六六、一五五ノ二 六六、一五五ノ三 六六、一五五ノ四
- 六七、一五五ノ一 六七、一五五ノ二 六七、一五五ノ三 六七、一五五ノ四
- 六八、一五五ノ一 六八、一五五ノ二 六八、一五五ノ三 六八、一五五ノ四
- 六九、一五五ノ一 六九、一五五ノ二 六九、一五五ノ三 六九、一五五ノ四
- 七〇、一五五ノ一 七〇、一五五ノ二 七〇、一五五ノ三 七〇、一五五ノ四
- 七一、一五五ノ一 七一、一五五ノ二 七一、一五五ノ三 七一、一五五ノ四
- 七二、一五五ノ一 七二、一五五ノ二 七二、一五五ノ三 七二、一五五ノ四
- 七三、一五五ノ一 七三、一五五ノ二 七三、一五五ノ三 七三、一五五ノ四
- 七四、一五五ノ一 七四、一五五ノ二 七四、一五五ノ三 七四、一五五ノ四
- 七五、一五五ノ一 七五、一五五ノ二 七五、一五五ノ三 七五、一五五ノ四
- 七六、一五五ノ一 七六、一五五ノ二 七六、一五五ノ三 七六、一五五ノ四
- 七七、一五五ノ一 七七、一五五ノ二 七七、一五五ノ三 七七、一五五ノ四
- 七八、一五五ノ一 七八、一五五ノ二 七八、一五五ノ三 七八、一五五ノ四
- 七九、一五五ノ一 七九、一五五ノ二 七九、一五五ノ三 七九、一五五ノ四
- 八〇、一五五ノ一 八〇、一五五ノ二 八〇、一五五ノ三 八〇、一五五ノ四
- 八一、一五五ノ一 八一、一五五ノ二 八一、一五五ノ三 八一、一五五ノ四
- 八二、一五五ノ一 八二、一五五ノ二 八二、一五五ノ三 八二、一五五ノ四
- 八三、一五五ノ一 八三、一五五ノ二 八三、一五五ノ三 八三、一五五ノ四
- 八四、一五五ノ一 八四、一五五ノ二 八四、一五五ノ三 八四、一五五ノ四
- 八五、一五五ノ一 八五、一五五ノ二 八五、一五五ノ三 八五、一五五ノ四
- 八六、一五五ノ一 八六、一五五ノ二 八六、一五五ノ三 八六、一五五ノ四
- 八七、一五五ノ一 八七、一五五ノ二 八七、一五五ノ三 八七、一五五ノ四
- 八八、一五五ノ一 八八、一五五ノ二 八八、一五五ノ三 八八、一五五ノ四
- 八九、一五五ノ一 八九、一五五ノ二 八九、一五五ノ三 八九、一五五ノ四
- 九〇、一五五ノ一 九〇、一五五ノ二 九〇、一五五ノ三 九〇、一五五ノ四
- 九一、一五五ノ一 九一、一五五ノ二 九一、一五五ノ三 九一、一五五ノ四
- 九二、一五五ノ一 九二、一五五ノ二 九二、一五五ノ三 九二、一五五ノ四
- 九三、一五五ノ一 九三、一五五ノ二 九三、一五五ノ三 九三、一五五ノ四
- 九四、一五五ノ一 九四、一五五ノ二 九四、一五五ノ三 九四、一五五ノ四
- 九五、一五五ノ一 九五、一五五ノ二 九五、一五五ノ三 九五、一五五ノ四
- 九六、一五五ノ一 九六、一五五ノ二 九六、一五五ノ三 九六、一五五ノ四
- 九七、一五五ノ一 九七、一五五ノ二 九七、一五五ノ三 九七、一五五ノ四
- 九八、一五五ノ一 九八、一五五ノ二 九八、一五五ノ三 九八、一五五ノ四
- 九九、一五五ノ一 九九、一五五ノ二 九九、一五五ノ三 九九、一五五ノ四
- 一〇〇、一五五ノ一 一〇〇、一五五ノ二 一〇〇、一五五ノ三 一〇〇、一五五ノ四

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年一月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 稜

- 一 日時 昭和三十三年一月二十七日 午前十一時
- 一 場所 鳥取県教育委員会 会議室
- 一 議題 1 高等学校設置課程について  
2 その他

公 告

昭和三十三年度鳥取県立高等看護学院の学生募集を次の要領によつて実施する。

昭和三十三年一月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 募集人員 十六名
- 二 修学年限 三年
- 三 応募資格
  - 1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条に該当する者(高等学校卒業者)
  - 2 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護婦
  - 3 旧看護婦規則(大正四年内務省令第九号)により厚生大臣又は都道府県知事の看護婦免許を受けた者
  - 4 旧高等女学校令(明治三十二年勅令第三十一号)による高等女学校の卒業生

5 旧専門学校入学者検定規則(大正十三年文部省令第二十二号)による検定に合格した者

四 応募手続

入学願書(当学院所定のもの)に次に掲げる書類等を添えて鳥取市吉方鳥取県立高等看護学院に提出のこと  
1 戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書(家族全員記載したもの)

2 写真(六ヶ月以内に撮影の上半身名刺型)

3 最終学校長の内申書

4 志願者健康診断書 胸部レントゲン写真

5 受験選択科目調査書

五 出願期間

昭和三十三年一月二十四日から昭和三十三年二月十三日まで

六 試験期日

昭和三十三年二月二十一日、二十二日

七 試験場

本学院(鳥取市吉方鳥取県立中央病院内)

八 選考方法

1 身体検査

2 学科試験

数学(一般数学、幾何、解析1、解析2のうち一科目選択)

理科(物理、化学、生物のうち一科目選択)

国語、作文

3 人物考査

九 合格発表

昭和三十三年三月一日

十 学費及び給与

1 授業料は徴収しない。

2 学生には手当として月八百円を給するほか食事を給し看護衣、予防衣、帽子、教科書等を貸与する。

十一 試験当日の携帯品

1 受験票

2 筆記用具

3 弁当及び上草履

十二 其の他

1 不明の点は直接当学院に照会のこと。

2 入学願書には返信用切手封入の上直接当学院に請求すること。

3 受験のため宿舍を希望する者はあらかじめ連絡のこと。

第四回鳥取県警察官(巡査)採用試験について次のとおり公告する。

昭和三十三年一月二十四日

鳥取県人事委員会

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県下の各警察署に勤務する警察官(巡査)の採用試験です。

一 採用予定人員

約 二〇人

二 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締、その他公安の維持等の任

務に従事します。

三 受験資格

1 学歴 学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

2 年令、性別 昭和五年四月二日から昭和十四年四月一日までに生まれた男子に限ります。但し、高等学校を昭和三十三年三月三十一日までに卒業する見込の者は、昭和十五年四月一日までに生れた者でも受験できます。

3 次の各号の一つに該当する者は受験できません。

(イ) 日本の国籍を有しない者

(ロ) 禁治産者及び準禁治産者

(ハ) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者

(ニ) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

(ホ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること

を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 第一次試験

1 方法 警察官として必要な知能及び教養について筆記試験（記憶検査、教養試験、作文試験）を行います。

2 日時、場所 昭和三十三年二月二十三日（日）に鳥取市及び米子市において行います。時刻及び試験場は受験票交付際お知らせします。

3 第一次試験合格者の発表 昭和三十三年三月四日（火）県庁前に掲示するほか、合格者に通知いたします。

五 第二次試験

第二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。

1 方法

(イ) 口頭試問 主として人物について個別面接による試験を行います。

(ロ) 身体、体力検査 職務遂行上必要な身体的条件

を有するかどうかを検査します。なお、検査には次のような基準があります。

身長 一・六一米以上

胸囲 おおむね身長長の二分の一以上

視力 両眼共裸眼視力〇・六以上、又は裸眼視力〇・一以上で且つきよう正視力一・〇以上

その他 弁色力完全で且つ、身体に奇型その他の異常のないこと。

(イ) 身体精密検査

胸部疾患、性病等の伝染性疾患の有無について行います。

(ロ) 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の

真否、その他について行います。

2 日時、場所

昭和三十三年三月上旬鳥取市において行いますが、一次試験合格者に通知します。

六 最終合格者の発表

昭和三十三年三月中旬県庁前に掲示するほか、県公報に登載し、合格者に通知します。

七 合格から採用まで

1 合格者は採用候補者名簿に登載されたうえ、警察本部長の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

2 採用後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校（昭和三十三年四月予定）一年間、初任教養を受けた後巡査としての勤務につきます。

3 給与は巡査に任命されると（巡査見習生の間も同じ）原則として公安職給料表五等級一号給（月額七、三〇〇円）を支給されるほか、扶養手当、暫定手当、期末手当、勤勉手当等と、制服その他必要な被服が支給されます。

4 幹部への昇任は、実力次第でだれでも管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受

ける機会を与えられ上級の警察官への昇進の途が開かれています。

八 受験手続及び受付期間

1 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は県内各警察署に請求して下さい。郵便による場合は、あて先を明記して十円切手をはつた返信用封筒を必ず同封して下さい。切手のないものは送付いたしません。

2 申込

申込書に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出して受験票を受取つて下さい。郵便による場合は、受験票裏面の郵便はがき欄に住所氏名を記入し、五円切手をはつて下さい。切手のないものは受験票を送付しません。

3 受付期間

昭和三十三年二月三日（月）から昭和三十三年二月十八日（火）午後五時まで。郵送の場合は、二月十

